

社会福祉法人久昌寺会 役員等報酬規程

第1章 総則（第1条）

第2章 報酬等の支給の基準（第2条—第7条）

第3章 報酬等支給基準の公表（第8条）

第4章 雜則（第9条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人久昌寺会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

第2章 報酬等の支給の基準

（勤務形態に応じた報酬等の区分）

第2条 常勤の理事長及び常務理事に対する報酬等の区分は次の各号に定めるとおりとする。

（1）年額報酬

2 非常勤の役員に対する報酬等の区分は次の各号に定めるとおりとする。

（1）年額報酬

3 非常勤の評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬等の区分は次の各号に定めるとおりとする。

（1）年額報酬

（報酬額の算定方法）

第3条 常勤の理事長及び常務理事に対する報酬額の算定方法は、各個人について15万円を年額の限度額とし、その範囲内で理事会において決定し支給する。

2 非常勤の役員に対する報酬は、別表1の定めにより支給する。

3 非常勤の評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬は、別表1の定めにより支給する。

（支給の方法及び形態）

第4条 理事、監事の年額報酬の計算期間は定時評議員会終結時から11月30日を前期とし、12月1日から翌年の定時評議員会終結時までを後期とする。

支給時期は、毎会計年度前期分を6月に、後期分を12月に支給する。

（1）前項の報酬支給は、原則として6月及び12月の理事会にて各半期分を支給する。

2 非常勤の評議員の報酬の支給時期は、毎会計年度6月として、原則として定時評議員会にて支給する。

3 評議員選任・解任委員の報酬の支給時期は、原則として毎会計年度6月として、会議にて支給する。

（報酬等の日割り計算）

第5条 新たに役員、評議員又は評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）に就任した者には、その日から報酬を支給する。

（1）月途中で新たに役員等に就任した場合、または退任・解任等の場合の報酬は日割計算等を行わず1

ヶ月分を支給する。

(2) この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

①50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

②50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(3) 報酬等の支払方法は現金支給とする。

(報酬の支給基準)

第 6 条 役員等に対する報酬は、別表の定めにより支給する。

(報酬等の限度額)

第 7 条 報酬等の各年度の総額は、第 2 条の規定に限らず、次の各号の限度額を超えてはならない。

(1) 理事 … 50 万円

(2) 監事 … 10 万円

(3) 評議員 … 定款第 8 条に定める額（※ 一人当たり年間 3 万円以内）

(4) 評議員選任・解任委員 … 6 万円

第 3 章 報酬等支給基準の公表

(公 表)

第 8 条 法人はこの規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第 4 章 雜 則

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(附 則)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第 9 条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任に係る評議員選任・解任委員の報酬は、この細則の例により行う。

3 この規程は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。

4 平成 30 年 2 月 7 日一部改定

5 令和元年 6 月 17 日一部改定

6 令和 4 年 1 月 24 日一部改定

別表1

役職名	報酬の額
理事長	年額 120,000円
常務理事	年額 80,000円
理 事	年額 50,000円
監 事	年額 50,000円
評議員	年額 20,000円
評議員選任・解任委員	年額 10,000円